

令和3年5月24日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二
(公 印 省 略)

令和3年度 サイクルツーリズム推進事業に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は北海道への観光客誘致促進に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構では、道内におけるサイクルツーリズムの推進を図ることを目的に、サイクリングルート の環境整備、道内交通事業者等の活用による輸送方法の実用化に向けた検証、サイクリングデータベースの整備等を実施することと致しました。

つきましては、下記要領にて企画提案を募集いたしますので、企画指示書をご覧ください、ご検討下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 事業名 令和3年度サイクルツーリズム推進事業
2. 業務委託期間 契約締結日～令和4年2月28日
3. 業務委託内容 下記事業の企画提案・実施
 - (1) ルート整備に向けたアドバイザーの派遣
 - (2) サイクリングルート の整備
 - (3) 輸送方法の実用化に向けた検証
 - (4) データベース（北海道サイクルツーリズム情報）の情報更新、有効活用
 - (5) 上記（1）～（4）に係る実績報告書の作成
4. 事業説明会について
事業詳細に関する説明会は開催しません。事業委託内容の詳細は、別紙の「企画提案指示書」をご確認ください。

お問い合わせ先

(公社) 北海道観光振興機構 AT 推進本部

担当：工藤

TEL：011-206-6951

メール：s_kudo@visithkd.or.jp

令和3年度 サイクルツーリズム推進事業 企画提案指示書

1. 目的

道内のサイクリングルートを整備促進や、輸送方法の検証、情報発信整備などを行い、サイクルツーリズムの推進を図ることを目的とする。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

(1) 複数の企業等による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業は、次の要件を満たしていること。

① 次のいずれかに該当するものであること。

イ. 民間企業

ロ. 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人

ハ. その他の法人又は法人以外の団体

② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。）または暴力団関係事業者（暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

4. 契約方法等 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結日から～令和4年2月28日まで

(2) 業務スケジュール：

5月24日（月）：公示・観光機構ウェブサイトに掲載

6月4日（金）：企画提案参加表明期限

6月15日（火）：企画提案の受付・受領

6月16日（水）～23日（水）頃：審査会（ヒアリング審査）の実施

6月下旬頃：委託事業者決定、契約締結

7月上旬～：事業の実施

12月上旬頃：中間報告

～令和4年2月28日まで：事業終了、事業実施報告書作成、提出

（※なお、本事業は国の地方創生推進交付金を活用して実施する。）

6. 企画提案事項

(1) ルート整備に向けたアドバイザーの派遣

道内において複数のエリアを結ぶ広域的なサイクリングルートを対象として公募を行い、受入体制の検証をはじめ、「COVID-19の対応」を踏まえたセミナー・ワークショップを開催し、サイクリングルートの整備を図る。なお、対象の選定に当たっては、「別紙1」掲載のサイクリングルート等、「アドベンチャートラベル」のニーズを捉えた、北海道を代表する「サイクリングルートの開発」に繋がる「実現性の高いエリア」であることを考慮すること。

- ① 時期：令和4年1月下旬頃まで
- ② 箇所数：道内5ヶ所程度
- ③ 会場選定：北海道を代表する「サイクリングルート」になり得るエリアから選定
- ④ 講師：サイクリングはもとより、アドベンチャートラベルの普及を見据えた人材を提案すること。
- ⑤ その他：公募における選定やセミナー・ワークショップ等の手法、案内業務は委託契約後、観光機構と協議のうえ実施すること。

(2) サイクリングルートの整備

道内において複数のエリアを結ぶ広域的なサイクリングルートを整備している協議会等に対し、必要とされる備品の購入（納品作業）や、簡易工事の手配（発注業務）を行うこと。なお、必要な物品の選定に当たっては、(1)のアドバイザー等有識者と検討を行うこととし、地域との調整等については、観光機構と協議のうえ実施すること。

(※想定される備品や、簡易工事の内容は以下を参照。総予算額 7,000 千円)

サイクリングルートの整備にあたっての要点整理表

項目	具体的な内容
※サイクル・ステーション（仮称）	・道内の主要交通の結節点（空港・駅・バスターミナル）などに入居する観光協会や案内窓口等
※備品（ルート整備に必要と考えられる常備品）	・サイクルラック（サイクルスタンド）、空気入れ、簡易トイレ、Wi-Fi機器（自販機等への設置）、ベンチ、メンテナンスキット（工具）、救急箱、担架、AED（自動対外式除細動器）、案内看板（標識）、ガイド用インカム、休憩用パラソル、その他消耗品等
※簡易工事（既存のスペース活用）	・休憩スペース（トイレ、給水所、更衣室、シャワーブース等）、看板の設置、サイクルポート（乗り捨て箇所）の造作等
※支援対象外の備品、消耗品等	・レンタル自転車の貸出しに供するもの。 自転車（本体）、ヘルメット、雨カッパ（ポンチョ）、シューズ、グローブ等（※上記に記載のない物品等については、都度、事務局と相談のこと）

(3) 輸送方法の検証

交通事業者（鉄道・バス・タクシー会社等）、サイクリング事業者（サイクルガイド・サポートカー・自転車故障対応）などと連携を図り、来道する「サイクリスト」に対しストレスのない「サービスモデル」の検証を行うこと。

また、交通事業者（鉄道・バス・タクシー会社等）とのコンソーシアム等、当輸送事業の実現性が高まる取組みを実施すること。

なお、行程等については、観光機構と協議とする。

①時期：令和3年10月末迄

②場所：北海道を代表する「サイクリングルート」になり得るエリアから選定

③内容：人数最大20名程度

来道するサイクリストを見据え、「自転車の輸送」はもとより、「手ぶら」サイクル（荷物輸送）、サポートカー、故障時対応など品質にこだわった提案を行うこと。

(4) データベース（北海道サイクルツーリズム情報）の情報更新、有効活用

①情報の更新作業：昨年度、構築した道内のサイクルツーリズム情報の更新を実施の上、設定されている多言語（英語・中国語（繁体字））に対応すること。

②データ活用の汎用性向上：更新されたデータのオープンデータ化、および所定のホームページへの格納・閲覧・改修をすること。なお、データ作成に当たっては、専門的なスキルを持たない担当者でも内容を更新できるよう環境を整備すること。
また、既に設定されている多言語（英語・中国語（繁体字））にも対応を必要とする。

※なお、(1)～(4)の事業に関し、12月上旬頃までに事務局に対し、中間報告を必ず書面で行うこと。また、事業終了後、上記活動の結果、及び得られた成果や調査結果等に関する、概要版を含む報告書を作成。印刷2部及び電子データ（CD-R等に格納の上）により提出のこと。

7. 企画提案に係る手続き

(1) 提出物

①企画提案書（※見積書含む）

A4サイズ7部（社名あり1部、社名なし6部（「担当A」など具体的な企業名・氏名がわからないような表現を用いて記載すること））

なお、企画提案書の作成にあたっては、上記6の(1)、(2)、(3)、(4)に係る企画提案事項のほか、下記の項目についても企画提案書に記載すること。

(ア) 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする。 (A4用紙1枚程度)

(イ) 実施スケジュール

企画提案書の中で執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

(ウ) 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

なお、当機構から過去に受託した事業の実績については、記載しないでください。

(エ) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

(2) 提出期限 **令和3年6月15日(火) 17:00(厳守)**

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階

(公社)北海道観光振興機構 AT推進本部(担当:工藤)

TEL: 011-206-6951

(4) 提出方法

提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。FAX、メールでの提出は不可。

8. 参加表明

企画提案の意思のある場合は、**6月4日(金) 17:00までにメールで参加表明**をすること。

担当:工藤 s_kudo@visithkd.or.jp

9. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ・指示内容が十分理解されているか。
- ・協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

10. 予算上限額 18,400千円(消費税及び地方消費税相当額10%を含む。)

本事業は観光機構理事会での令和3年度予算の議決前である為、議決結果によっては委託業務の内容及び予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容および予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。以上の場合、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更、または契約を行わないことがある。

11. 業務上の留意事項

(1) 企画提案は、1社1提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 提出いただいた企画提案について、ヒアリング審査を行う。

- (5) 企画提案を提出する事業者が5社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位4社をヒアリングの対象とする。
- (6) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (7) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (8) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

1 2. 著作権等の取扱

- (1) 先行事例の紹介時の写真、成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は（公社）北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等
ウェブ掲載等への二次利用も見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

1 3. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容の修正
採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 再委託等の予定について
再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。
※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。
 - ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）再委託を行うことはできない。
 - ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
 - ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

1 4. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT 推進本部 事業2部 TEL 011-206-6951
工藤 真司 s_kudo@visithkd.or.jp

【サイクリング参考ルート】

種別	エリア
※ATWS2021 北海道 採択ルート (サイクリング ルートを一 部抜粋)	【道北】 ・豊富町→サロベツ湿原→オロロンライン→宗谷岬 ・利尻島一周サイクリング
	【道東】 ・川湯→硫黄山→砂湯→屈斜路湖畔／双岳台→阿寒横断道路→阿寒湖畔 ・網走→感動の径→小清水(原生花園・天に続く道)→清里／以久科原生花園 →オシンコシンの滝→知床世界遺産センター
	【道央】 ・占冠(湯ノ沢温泉郷)鶴川源流→ニニウ(マウンテンバイクサイクリング) ・旭岳源水公園→忠別川ダム→忠別川サイクリングロード→富山神社→ キトウシ森林公園 ・美唄市内周遊サイクリング ・神居古潭サイクリングロード
	【道南】 ・洞爺湖一周サイクリング ・洞爺湖→羊蹄山→昆布温泉→余市→ニッカウキスキー余市蒸留所 ・洞爺湖→豊浦町大岸→写万部岳→黒松内町(朱太川流域) ・共和町→神仙沼自然休養村→交流促進センター雪秩父(蘭越町) ・洞爺湖町富丘→洞爺小公園→浮見堂公園→洞爺湖ビジターセンター (マウンテンバイク) ・札幌→いしかり砂丘の風資料館→石狩浜海浜植物保護センター→はまなす の丘公園→札幌 ・札幌→豊平川さけ科学館→真駒内公園→旧簾舞通行屋→八剣山→石山緑地 →真駒内公園→札幌 ・北広島→旧島松駅通所→阿部農場→北広島 ・札幌→豊平川さけ科学館→札幌市アイヌ交流センター→定山溪→札幌 ・ウトナイ湖周辺サイクリング
北海道サイク ルルート連携 協議会 基幹ルート	・きた北海道ルート ・阿寒、摩周、釧路湿原ルート ・トカプチ 400 ・富良野美瑛サイクリングルート ・オホーツクサイクリングルート ・石狩北部、増毛サイクルルート ・羊蹄ニセコエリアサイクルルート

注)上記ルートは参考ルートとなります。各事業者より、意向に沿ったルートを検討のうえ、任意にて選定が可能です。

※ATWS・・・「ADVENTURE TRAVEL WORLD SUMMIT」の略称。アドベンチャートラベルにおける、世界最大のカンファレンス/商談会であり、2021年9月20日～24日の期間において、バーチャルにて開催を予定しています。

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和3年度 サイクルツーリズム推進事業」(以下「本業務という。))を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和3年度 サイクルツーリズム推進事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。))と称する。

(構成員の住所)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は _____ とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

